

令和7年度 第3回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和8年3月3日（月）16時30分開会
えにあす 会議室4

令和7年度 第3回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和8年3月3日（月） 16時30分～17時10分

2. 会場

緑と語らいの広場 えにあす 会議室4（恵庭市緑町2丁目1番1号）

3. 出席者

【運営協議会委員】（8名出席）

（1）公益代表

松島 緑（会長）、前田 孝雄（会長代行）、早坂 政芳

（2）被保険者代表

城生 康裕、熊倉 祐一郎

（3）保険医又は薬剤師代表

江川 禎浩、島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

上杉 朗

【事務局（恵庭市）】

保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

4. 議事録署名委員

熊倉 祐一郎（被保険者代表）、島田 直樹（保険医又は薬剤師代表）

5. 審議事項

議案第1号 令和7年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込みについて

議案第2号 令和8年度の国保税について

議案第3号 令和8年度恵庭市国民健康保険特別会計予算（案）について

議案第4号 国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付実施について

1. 開 会

○保健福祉部次長

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第3回恵庭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

私は本日司会を務めます保健福祉部次長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

本運営協議会は、恵庭市情報公開条例第23条による附属機関等の会議の公開の規定により、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本運営協議会の成立要件は、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第6条により、委員定数の半数以上の出席にて成立することとなっております。

本日の出席者は8名で、半数以上の出席をいただいておりますので、本運営協議会の成立をご報告いたします。

2. 会長挨拶

○保健福祉部次長

続きまして、松島会長よりご挨拶をお願いいたします。

○松島会長

恵庭市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は令和7年度恵庭市国民健康特別会計決算見込み等、全4件となっております。のちほど事務局より説明がございますので、皆様の協議をお願いするとともに円滑な議事運営にご協力をお願い致します。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事の進行は運営協議会規則第5条により、議長は会長が行うこととなっております。松島会長、よろしくお願い致します。

3. 議事録署名委員の選任

○松島会長

次第3により、議事録署名委員の選任に入ります。恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員を2名以上置くこととなっております。議事録署名委員は、私から2名の委員を指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

異議が無いようですので、指名させていただきます。

議事録署名委員に熊倉委員、島田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

≪議案第1号≫令和7年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込み

○松島会長

続きまして議案審議に入ります。はじめに、議案第1号 令和7年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

議案第1号の令和7年度国民健康保険特別会計決算見込」についてご説明させていただきます。なお、各補助金等については現在申請中であるため、本資料は現時点での参考数値となりますことを、ご了承ください。

はじめに資料左側の「歳入」の各項目についてご説明いたします。

国保税についてでございますが、決算見込み額は約10億7,456万1,784円を見込んでおり、予算比で1.57%の増となっております。

この要因としましては、予算編成時の見込みよりも課税所得等が増加したことなどによるものであります。

次に道支出金のうち保険給付費等交付金（普通交付金）については、右側にあります歳出科目の保険給付費決算見込み額と同額と見込みました。

特別交付金分の4項目については、現在交付申請作業中であることから、決算見込額は予算どおりとしておりますが、実績額と予算額との大きな差は生じないものと見込んでおります。

繰入金については、人事院勧告に伴う人件費等に伴い、増額補正を行ったところで。決算見込みについては一般事務費、基盤安定負担金の減少が見込まれていることから、現予算の99%程度の、6億5,342万円を見込んでおります。

繰越金については、令和6年度の決算剰余金額の全額を令和7年度会計へ繰り越したことから、当初予算から3,780万8千円の増額補正を行ったところです。ここから、前年度の補助金の精算に係る返還を行い、残額は国民健康保険支払準備基金へ積立したところです。

諸収入は、延滞金や第三者行為返還金等にあたりますが、増加傾向にあり、実績ベースで再計算したところ、予算比で16.83%程度の増になると見込んだところであります。

財産収入は、恵庭市国民健康保険支払準備基金に発生する預金利子配分金にあたりますが、本年度の金額はまだ確定していないことから、決算見込み額は予算同額としております。

最後の国庫支出金は、当初予算では計上していなかったものですが、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知に伴うリーフレット制作に係る経費が補助されたものであり、その他、令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」に係るシステム改修に対する経費について、年度末までに交付を受ける予定となっており、今後実績精算を行うことになります。

続きまして、資料右側の歳出の各項目についてご説明いたします。

初めに総務費ですが、人事院勧告に伴う人件費の変動により、国保医療課・債権管理課それぞれの一般事務費について合計で389万4千円の増額補正を行っています。

決算見込みについては、予算現額の90%程度と見込んでおります。

次に保険給付費については、実績ベースで積算したところ、予算の90.01%程度となることを見込まれています。

納付金については、予算編成時に確定係数により納付金額としましたので、決算額と同額としております。

共同事業拠出金については、現在のところ負担金額の通知がありませんが、決算見込みは予算同額としているものであります。

健康づくり推進費については、各助成対象者数がおおむね予算上の見込みどおりとなることが予想されておりますので、現時点で予算どおりと見込んでおります。

特定健康診査等事業費については、総務費と同様、人件費の増に伴い当初予算から28万9千円の補正を行いました。が、決算については若干の執行残が予想されるため、現予算の99%程度になると見込んでおります。

諸支出金については、保険税還付金は、現時点での実績ベースで計算した結果、予算を若干下回る97.31%程度と見込んでおり、保険給付費等交付金償還金は令和6年度の保険給付費交付金等の実績報告の結果、令和6年度普通交付金が317万5千円、特別交付金が109万2千円の合計426万7千円の返還が発生したため、返還額に合わせ予算額の補正を行ったところです。その他償還金は、当初1千円のみ予算措置としておりましたが、令和6年度社会保障・税番号システム整備費等助金等の精算の結果、返還金が発生したことから、38万円4千円の補正を行ったところです。

基金積立金については、歳入側の繰越金から、補助金等の返還額を除いた3,315万7千円を増補正とし、国民健康保険支払い準備基金へ積立を行ったところです。

以上、今後現時点での金額となっておりますので今後変動が生じる可能性のある部分もありますが、歳入決算見込み額64億9,212万7,160円に対し、歳出決算見込み額は64億6,986万1,050円となり、現在のところ2,226万円ほどの黒字となる見込みとなっております。

余剰金額につきましては、今年度同様決算確定後に次年度予算に繰越を行い、必要な償還金が確定したのち、その残額を国民健康保険支払準備基金へ積立とする予定です。説明は以上とさせていただきます。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第1号について、質疑がございましたら挙手のうえ、発言をお願いします。

○上杉委員

歳出に前期高齢者交付金が含まれているのかと思っていたのですが、含まれているのかと、もし含まれているのであればどの科目になるのですか。

○国保医療課長

平成30年度から国保のシステムが変わり、北海道が運営する国民健康保険事業として、恵庭市は北海道に納付金を納めるという制度となりました。その中で、前期高齢者交付金は北海道で収受され様々な諸事情を勘案した後、北海道が恵庭市に対しこれだけ払ってくださいという形になったことにより、恵庭市の決算には前期高齢者交付金という形では現れてこない事となります。

○上杉委員

わかりました。

○前田会長代行

令和7年度決算の収支は、マイナスになるのかなという認識だったが、結果的にはプラスでありました。改めて令和6年度と令和7年度の被保険者数を伺いたいと思います。

○国保医療課長

令和6年度が10,893人であった被保険者数が、令和7年度においては346人減の10,547人ということで減少傾向は続いているところであります。

○前田会長代行

被保険者数は減少しているが、歳入の額が増えているということは、やはり税率を上げたということなのでしょうか。

○国保医療課長

国保会計の規模自体は少しずつ縮小しています。被保険者数の減少に伴い、そのことで全体のバランスが取れていることによって、国保税の増税をしなくても運営できてい

る状態となっています。

○前田会長代行

わかりました。

○松島会長

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。質疑がないようですので議案第1号は承認されました。

《議案第2号》令和8年度の国保税について

○松島会長

続きまして、議案第2号「令和8年度の国保税について」、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

議案第2号 令和8年度の国保税について説明させていただきます。資料をご覧ください。はじめに、国保事業費納付金の試算結果についてであります。本年1月15日に北海道から確定係数の通知が到来し、その結果、表にありますとおり昨年11月14日通知された仮係数での算定結果と比較し、大きな変動はございませんでした。

このため(2)令和8年度 国民健康保険税率(道内標準税率と本市税率)にありますとおり、令和8年度の国保税率は、右の太枠のとおり、医療分、後期分、介護分の税率は現行の据え置きすることとしました。また、令和8年度から追加された子ども分につきましては、令和12年度に予定されております道内国保税率統一に先駆け、道内統一の税率で追加となっております。

表の下のコメ印をご覧ください。1つ目ですが、子ども分の均等割額は軽減扱いにより18歳未満の子ども、これは高校生世代までの子どもということになりますが、子どもには賦課されません。また、2つ目のコメ印ですが、子ども分の均等割額1,100円の内訳について、通常の均等割額が1,000円であり、先ほど述べました子ども分の均等割額が18歳未満の子どもに賦課されないことによる減収分については、18歳以上の被保険者で負担する制度設計となっていることから、この18歳以上被保険者均等割額が100円となっております。

次に2ページ目をご覧ください。(3)の賦課限度額の引き上げについてであります、医療分と後期分は従前同様、国の法定限度額の改正から1年遅れでの条例改正となり、子ども分につきましては、今回新たに設定されました。改正内容は表のとおりです。

次に(4)の法定軽減基準額の改正についてであります、表のとおり5割軽減は5千円、2割軽減は1万円、それぞれ軽減基準額を拡大するものです。

最後に参考として（５）令和８年度の年間保険税額であります、給与収入の額に応じた単身世帯の保険税額は表のとおりであります。

なお、全体と通してとなりますが、本件について承認を頂きますと３月１２日に開催する恵庭市厚生消防常任委員会にて報告することとなっております。また、本件に係る国保税条例の改正は、市議会定例会の最終日に議案を提出する予定となっていることを申し添えます。以上、議案第２号令和８年度の国保税についての説明でした。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第２号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

＜質疑なし＞

○松島会長

質疑がないようですので、議案第２号令和８年度の国保税については、承認されました。

《議案第３号》令和８年度恵庭市国民健康保険特別会計予算について

○松島会長

続きまして、議案第３号「令和８年度恵庭市国民健康保険特別会計予算案について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

議案第３号令和８年度国民健康保険特別会計予算案について、説明いたします。

なお、この表中における令和７年度予算は、先ほど決算の際に説明した補正後の額ではなく、当初予算の額を記載しています。

最初に、資料左側の歳入の各項目について説明させていただきます。

まず国保税について、計の欄をご覧ください。

令和８年度は、税率の変更を行わないこととしたところですが、被保険者数と世帯数は減少が見込まれているため、前年度から６％程度の減少と見込みました。

次に道支出金の保険給付費等交付金については、加入者の減少等により保険給付費の総額が減少傾向にあることから、前年比の９７．８５％である、４９億９、０３０万円の予算としております。

その下にある健康増進費補助金は、令和７年度より新設されたものであり、それまでは保健課にて申請を行っていた「総合的な保健推進事業」に対する補助金のうち、国民健康保険事業相当額を国民健康保険特別会計で受領することとしたことによるものでありまして、額は１６８万円程度を見込んでおります。

次に特別交付金関連の４科目については、それぞれの交付金区分において積算の見直

しを行ったことで、総額は令和7年度予算から4.99%増の10億9,271万円としております。

次に一般会計からの特別会計への繰入金については、令和7年度より微増の6億6,512万円と計上したところです。

次に基金繰入金は、現在国民健康保険支払準備基金に積立てている基金を取り崩すものですが、令和8年度は1,072万円としたところです。

繰越金については、令和7年度決算から繰り越す金額となります。目的としては歳出側の諸支出金のうち、補助金等の償還金に対応させるものになっております。令和7年度の補助金等の決算額が未定であることから、予算は2千円のみとしているところです。

諸収入は、延滞金・不正不当利得等返還金・第三者行為返還金について、令和7年度の実績ベースで算定したところ、増加傾向にあることから、前年から10.03%増となる1,684万円3千円と見込みました。

最後に財産収入は、国民健康保険支払準備基金に係る預金利息となります。預金利率は上昇が見込まれているため、156万5千円を計上しました。

続きまして、資料右側の歳出についてご説明させていただきます。

はじめに総務費ですが、一般事務費において、職員の配置変更に伴う人件費の減や、各種郵送物の発送見込料の見直し、システム標準化に伴うガバメントクラウド対応構築が令和7年度に終了したことによる負担金の減などにより、全体で前年から微減の1億4,613万5千円となっています。

次に保険給付費につきましては、実績ベースで推計したところ若干の減少傾向であることから、前年から微減の49億9,801万5千円を計上しております。

納付金については、予算編成作業前に示された北海道からの仮係数で算定した額であります。年明けに示された確定係数での額と大きな変動はなかったため15億5,147万3千円としたものです。

共同事業拠出金については、退職者医療制度に関するものであり、制度自体は終了となったものですが、精算行為等に備え1千円のみを計上としたところです。

健康づくり推進費につきましては、インフルエンザ予防接種助成対象者の減などから前年より6.69%の減である1,639万3千円としております。

特定健康診査等事業費は、郵送料や委託料等の増加のほか、令和7年度から実施しております特定健診受診率向上対策事業を実施することから令和7年度予算から13.15%の増となる6,965万円としております。

諸支出金については、保険税還付金等については昨年度から若干減の545万9千円を計上し、保険給付費等交付金償還金、その他償還金については、返還が必要な補助金の額は未確定であることから、それぞれ1千円のみを計上としております。これらについては、償還額が確定次第、補正予算にて対応させていただく予定です。

基金積立金については、歳入側の財産収入を国民健康保険支払準備基金へ積立を行うためのものでありますので、財産収入と同額を措置しているものです。

予備費については、不測の事態に備えて計上しているもので、例年どおり1万円を計上しています。

以上、歳入歳出それぞれで予算総額は前年比の97.74%、1億5千664万8千円減の67億8,870万3千円の予算となりました。説明は以上とさせていただきます。

なお各科目の簡単な説明を次頁に添付しておりますのでご一読いただければと思います。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第3号について、質疑のある方いらっしゃいますか。

○前田会長代行

何点か確認させて下さい。歳入の一般被保険者の保険税のところの算定方法について教えて下さい。次に同じく歳入の基金繰入金について、令和8年2月末現在での残額についてお願いします。最後に特定健診の令和7年度の受診率と令和8年度の受診率の数値目標があれば教えて下さい。

○国保医療課長

国保税のところが減になっているところについてであります。先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険の被保険者数が減少しているところを勘案して、人数減になる想定での算定ということになっております。ただ、全体をご覧になっておわかりになるとおり、歳出と歳入のバランスは取れておりますので、これをもって赤字になるというような形にはなっていないところであります。続きまして、基金の残高であります。令和7年度当初では約2億6,700万円でした。令和7年度においては、基金利子が約100万円、令和6年度の決算剰余金の積立が約3,300万円増の要因がございます。一方で、保健事業への活用などのため、基金の取り崩しを約1,200万円見込んでいますこと。この結果、令和7年度末の基金残高は約2億8,900万円を見込んでいますところ。最後に特定健診の受診率ですが、令和6年度においては32.8%と令和5年度と比較すると2.6%増と大きく上昇しているところであります。令和7年度、現段階においては毎年状況ではありますが、健診が2月までということもあり駆け込みで受診される方が多く、またその状況がわかるのが受診の2ヶ月後ということになります。また、令和7年度から実施している特定健診を受診した方に千円分のクオカードをお渡ししている特定健診受診率向上事業の経過と併せて今後の国保運営協議会でご説明申し上げたいと考えております。ただ状況としては、受診率は上昇傾向となっております。

○前田会長代行

2カ月後に数値が出た段階で、令和8年度の受診率の数値目標を設定するという認識でしょうか。

○国保医療課長

数値目標としては高いところを考えておりますが、現段階では具体的な数値目標を掲げてはおりません。受診者数を見込んで、予算作成しているところです。

○前田会長代行

わかりました。

○松島会長

他に質疑がある方はいらっしゃいますか。質疑がないようですので議案第3号は承認されました。

≪議案第4号≫国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付の実施

○松島会長

続きまして、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理主査

議案第4号『国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付実施』について、ご説明いたします。

国保税の納税を促す取組として、令和6年1月までは、有効期限が半年間の短期証の交付を行っておりましたが、同年12月より健康保険証がマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことにより、短期証制度は廃止となり、滞納者に対する折衝機会の確保が課題となっております。

そこで、納税相談機会の確保のために、事業の休廃止や病気など、国保税を納付することが難しい特別な事情がないにも関わらず、長期にわたり滞納している世帯主等について、令和8年8月1日より特別療養費の対象とするものであります。

特別療養費制度とは、被保険者が医療機関等で受診した場合に要した費用の10割を一旦自己負担することとなり、その後、市へ特別療養費の支給申請を行うことにより、保険給付分を保険者が被保険者に支給するものとなります。

措置の選定基準については、資料1ページの「措置の事前通知対象者の選定基準に記載の通りとなります。国保税の納期限から1年が経過するまでの間に納付がなく、除外事由にあると認められない場合に納付勧奨通知等を発送し、なおも相談等がなく滞納が続く措置候補者を審査委員会で厳正に審査した上で措置対象者を決定することとなります。

す。措置決定後、滞納が解消された場合や納税相談による納税計画を策定し、履行が認められた場合や除外事由に該当になった場合には、措置を解除することになります。

制度導入にあたってのスケジュールについては、2 ページ目の 7. 今後のスケジュールについて記載しているとおりです。最後に、本制度については、国保加入世帯に配布するパンフレットや市ホームページに掲載し、周知を予定しております。以上、議案第 4 号の説明とさせていただきます。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第 4 号について、質疑のある方いらっしゃいますか。

○早坂委員

滞納者で 1 年経過しても納めていない人に対して、書面で通知するという事でしょうか。

○国保医療課長

書面で滞納されている方に 2 回、送ることを想定しております。まず 1 度目は納め忘れていませんかという意味での勧奨通知、2 回目はこのままだと国保の資格確認書が使えず病院の窓口で 10 割負担になりますよという 2 段階での通知となります。当然、これ以外にも一般的な国保税の納付にかかる督促や催促での通知の発送もあります。

○早坂委員

現段階で 1 年以上納めていない人は概算で何人くらいいるのでしょうか。

○国保医療課長

国民健康保険税の徴収は債権管理課で担当していて、手元に資料がない状況です。ただ、この事前通告を何件くらいするのかということは聞き取っていて、最終的には 6 件程度になるのではないかとということでした。委員からお話があったところもおおよそ 30 件程度ではないかという話は伺っているところです。1 年以上滞納があつて半年くらい折衝がないところが 30 件程度で、最終的に送る件数は 6 件程度になるのではないかといたところす。

○早坂委員

わかりました。

○保健福祉部長

補足になりますが、今の説明のとおりではあるのですが、背景のところにありますように元々は8月に保険証を送付する際、国保税に滞納があり納税相談にも応じない方を対象として、6ヶ月の有効期限を設ける短期証といわれるものを送付していました。それが現在は、健康保険証の大半がマイナ保険証に置き換わったため、短期証を送付しても使われないことになりました。そこで、マイナ保険証を例えば3割負担だったものを10割負担に設定を変える。それを実施するうえで、要綱を作成し、合議制で審査をして対象者を決めることにしたいということです。

○松島会長

ありがとうございました。他に質疑がある方いらっしゃるでしょうか。異議が無いようですので議案第4号は承認されました。その他、事務局から何かございますか。

○国保医療課管理主査

第2回恵庭市国民健康保険運営協議会の中で城生委員から頂きましたご質問に対し、議事録と一緒に送付するとお伝えしておりましたが、事務処理上遅れが生じており、この場で回答したいと思います。なお、後日、議事録とともに文書でも送付いたします。

質問の内容としましては、国保税滞納者に対する SNS（ショートメッセージサービス）催告の説明の中で、経費が1通あたり12円であり、文書郵送料の110円と比較しても安価になるとの説明がありました。催告対象者全員が SMS 催告の対象となるわけではないと思いますが、おおよそどの程度の件数を見込んでいるのでしょうか。

これに対する回答として、令和8年度は試行的に SMS 催告を行うものとし、月100件程度の送信を予定しております。しかしながら、文書による催告が、そのまま毎月100件削減できるものではないと想定しており、どの程度、経費の削減ができるか、現時点において把握できませんが、多少なりとも削減の効果はあるものと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○松島会長

いまの事務局からの説明に質疑はあるでしょうか。質疑がないようですので、その他事務局からございますか。

○保健福祉部長

本日の運営協議会が今年度最後になるということですので、これまでのお礼も兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には大変お忙しい中、本日も含め3回の会議にご出席いただきました。それぞれのお立場から貴重なご意見、ご指摘、ご助言をいただきまして誠にありがとうございました。恵庭市の国保財政は令和3年度に累積赤

字が解消された後、現在に至り健全運営が継続されています。これも委員の皆様の貴重なご助言があったものと考えております。今後の国民健康保険の情勢について加入者の減少や1人あたりの医療費の増加など厳しい状況が続いていくことが予想されますけれども、今後も被保険者の皆様に項へ公平で公正な保険制度の運営に努めて参りたいと考えております。終わりになりますが、これまでの会議運営へのご協力につきまして、改めて感謝をもう上げますとともに引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○松島会長

以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆さま大変お疲れさまでした。